

令和7年6月4日

総務大臣 村上 誠一郎 様

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県八潮市道路陥没事故に対する財政支援等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年1月28日に埼玉県八潮市内の県道松戸草加線中央一丁目交差点内において、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、走行中のトラックが転落する事故が発生しました。

破損した下水道管は12市町、120万人分の汚水を集約して中川水循環センターに送水する急所施設であり、多くの県民へ約2週間にわたり下水道の使用自粛をお願いするなど県民生活に甚大な影響が生じました。

今後、徹底的な原因究明を行い、それに基づく現状の耐用年数や維持管理基準、ひいては今後の流域下水道の在り方など見直しの必要があります。老朽化した下水道管の抜本的な対策を行うとともに、全国的な道路陥没事故の未然防止対策を推進するなど、国土強靱化の実現を図る必要があります。

つきましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 埼玉県八潮市道路陥没事故に対する財政支援について

(1) 現状・課題等

埼玉県八潮市道路陥没事故への対応に係る工事等の費用については、その財源の1/2を国土交通省から補助をいただき、残りの1/2については企業債としている。

企業債についても、元利償還金のうち約70%が普通交付税の基準財政需要額への算入を通じて地方財政措置を行っていただいている。

しかし、企業債元利償還金のうち残る約30%については、原則的には県民が支払う下水道使用料に転嫁されることとなるため、国による財政的支援が必要である。

また、影響を受けた事業者の支援等についても多額の費用を要することが見込まれる。この費用についても最終的に県民が支払う下水道使用料に転嫁されることとなるため、同様に財政的支援が必要である。

(2) 要望項目

今回の事故対応には多額の費用が必要になるが、事故対応費用が下水道使用料に転嫁されることを避けるため、一般会計の負担が生じる場合は、地方交付税による財政措置など、地方公共団体及び住民負担の軽減を図ること。

影響を受けた事業者の支援等にかかる費用についても、地方交付税による財政措置など国による財政支援を講じること。

2 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

(1) 現状・課題等

地方税収が全体として増加する中、地方法人課税における税源の偏在により、自治体間の財政力格差が一層拡大しており、こども施策をはじめ様々な行政サービスに地域間格差が生じる大きな要因となっている。

特に、Eコマースの更なる進展等により、経済センサスにおける小売業のインターネット販売額が直近5年間で2.5兆円増加している一方で、個人小売店の店舗数や売上高が減少していることなどから、インターネット販売の全国シェアが高い東京都への税収集中がより一層進んでいる。

地方法人課税については、令和元年度に法人事業税の約3割を分離し、不交付団体に対する譲与を制限した上で人口を基準に各都道府県に再配分する特別法人事業税・譲与税制度が創設され、一定の偏在是正措置が講ぜられているところである。

しかしながら、東京都の地方交付税等の算定における財源超過額は、令

和3年度は5,513億円、令和4年度は1兆3,719億円、令和5年度は1兆5,920億円、令和6年度は1兆7,873億円と年々拡大し、令和元年度の税制改正時の約1.2兆円を既に大きく上回っている状況である。

また、住民一人当たりの法人関係税（地方法人二税に特別法人事業譲与税を加えた額）で比較すると、本県と東京都の格差は再び2.9倍に拡大し、依然として税源が偏在している状況にある。

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条においては、「政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

令和7年度与党税制改正大綱において、「行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め」と示されているが、偏在性の大きい地方法人課税の見直しには言及しておらず、その具体的な分析や対応策が未だ明確になっていない。

(2) 要望項目

令和元年度の特別法人事業税・譲与税制度創設時からの地域間格差の更なる拡大やEコマースの進展等による地方法人関係税収の東京都への集中を踏まえ、国において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、法律の施行後の全国状況を調査分析するとともに、その調査分析を勘案し適切な偏在是正措置を講じること。

地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な基盤であり、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組を早急に行うこと。

3 地方公共団体の情報システム標準化の円滑な移行に対する支援

(1) 現状・課題等

国は、原則全ての地方公共団体に対し、基幹業務システムを令和7年度

末までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムに移行することを求めている。

しかし、システムの改修時期が集中し、作業を担うITベンダーの人手不足等が全国的に生じた結果、多くの自治体が国の当初の目標である令和7年度末までにシステム改修の見込みが立たない状況であり、県内でも、埼玉県を含む27自治体の159システムが特定移行支援システムに該当する見込みである。

これに対し、国は、令和6年度に情報システム標準化基本方針を改定し、移行期限を原則令和7年度末までとしつつ、特定移行支援システムについては最長で令和12年度末までとすることとし、移行経費への補助財源であるデジタル基盤改革支援基金の設置年限も令和12年度末まで延長した。令和5年度及び6年度には、補助上限額の見直しや基金の増額も行っている。

しかし、現在の補助上限額は、令和5年8月に実施した調査を基に算出したものであり、調査実施以降に仕様やガバメントクラウドに関する詳細な情報が示されたことや、物価や人件費の高騰により見積額が増加し、依然として移行経費に係る財源の不足が懸念されている。そのため、引き続き必要な財政支援措置を講ずることが求められる。

また、移行後の運用経費について、ガバメントクラウドやネットワーク回線の利用料など更なる負担が生じ、加えて、移行期限を遵守した自治体にあっては、ガバメントクラウド利用料のボリュームディスカウント効果の恩恵を受けられないなど、運用経費の負担が大きくなることが懸念される。そのため、運用経費についても各自治体の状況に応じた財政支援措置が必要である。

(2) 要望項目

地方公共団体の情報システム標準化の円滑な移行を実現するため、各自治体における移行経費を適切に把握し、引き続き必要な財政支援措置を講ずること。

自治体の運用経費の負担を軽減するため、各自治体の状況に応じた確実な財政支援措置を講ずること。

4 地方交付税措置のある地方債の期間延長等について

(1) 現状・課題等

本県は、緊急防災・減災事業や長寿命化事業など地方交付税措置のある地方債について積極的に活用しており、今後も激甚化する水災害や地震に対する防災・減災対策、長寿命化計画に基づく計画的な改修などに着実に対応していく必要がある。

その他、学校などの公共施設の集約化や脱炭素化に向けたLED改修、太陽光パネルの整備など、多方面において投資に取り組むべき状況にある。

一方、こうした多様な投資のニーズに対応する、地方交付税措置のある多くの地方債（緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債、脱炭素化推進事業債）は、令和7年度から8年度にかけて制度の終了が予定されている。

地方交付税措置のある地方債は、将来世代にわたって必要な投資を行いつつ、地方財政の健全な運営を両立していくため、有効な投資の財源となっている。

また、県内の市町村等においても、上記の地方交付税措置のある地方債については、積極的に活用を行っている。

そのため、これらの地方債が全て予定どおり終了してしまうと、財政上の負担が懸念材料となり、多様化する課題に対応するための必要な投資を持続的に行っていくことが困難になるといった課題が生じる。

(2) 要望項目

令和7年度から8年度にかけて制度終了が予定されている地方交付税措置のある地方債について、期間延長の措置を講じること。

長寿命化事業など中長期的に取り組むべき事業については、あわせて制度の恒久化について検討すること。

5 インターネット上の人権侵害情報の拡散防止

(1) 現状・課題等

現行の制度では、削除対応の迅速化と運用状況の透明化の義務を課して

いるのは大規模プラットフォーム事業者のみであり、中小事業者は対象外となっている。一方で、誹謗中傷等の情報は大規模事業者以外の運営サイトにも多数掲載されている。

また、事業者に義務が課される削除申出は、被侵害者からの申出に限定されているが、誹謗中傷等の情報の掲載は必ずしも被侵害者が特定できるものとは限らず、様々な事情から被侵害者個人が申出できない場合もある。

(2) 要望項目

情報流通プラットフォーム対処法の規制適用を中小プラットフォーム事業者にも拡大するとともに、被侵害者の利害関係人や関係する団体等からの削除申出についても被侵害者からの申出と同様に対応義務の対象事案として扱うよう、法令等の改正を行うこと。